

ID: 22

担当部署: 総務課

処分の概要	手数料の減免		
例規名 根拠条項	聖籠町手数料条例 第5条		
例規番号	平成12年 条例第8号		
<p>【根拠条文】 (手数料の減免) 第五条 次に掲げる場合には、手数料を徴収しない。 一 法令の規定により無料で取り扱うものであるとき。 二 官公署から事務上の必要により請求があつたとき。 三 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)の適用を受ける者から請求があつたとき。 四 公的年金受給権者から、その給付のため戸籍又は住民票に関する証明の請求があつたとき。 五 前各号に掲げるもののほか、町長が免除を必要と認めたとき。 2 法令により、戸籍記載事項証明を無料で行うことができるとされているものについては、その手数料を徴収しない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日